

故郷を、普通の生活を返せ！子どもの未来を奪うな！

群馬弁護士会ニュース

[判決特集]
NO44

弁護士HP

原子力損害賠償群馬弁護士会

検索

クリック

【発行】原子力損害賠償群馬弁護士会(会長)鈴木克昌
【連絡先】〒371-0844
前橋市古市町1-50-1吉野屋ビル303
新前橋法律事務所内
【TEL】027-251-7871 【FAX】027-251-7989

1月21日

東京高裁

第7民事部
足立哲裁判長

が不当判決！

67名の原告が上告を決意！たたかいは最高裁へ！

国の責任を否定し、 原発の安全管理に禍根を遺す判決

賠償額は総額で上積みするも減額の人も

総額／一審・3855万円 ⇒ 控訴審・1億1972万円



東京高裁前で、判決速報を掲げる
館山(左)、猪俣両弁護士

1月21日、快晴の東京高裁前、誰もが勝利判決を確信していました。コロナの感染拡大が止まらず、群馬からのバス3台支援も東京の諸団体の支援による裁判所前行動も中止になりましたが、全国が注目している群馬訴訟・控訴審判決の瞬間を自分の目で確かめようと、多くの方が密を避けながら開廷前から裁判所前で、判決の瞬間を見守りました。その状況は、YouTubeでライブ配信されました。(メディア活動支援機構の協力)

午後2時開廷、101号法廷での判決言い渡しは「不当判決」「賠償額を上積み」という内容でした。判決後に開かれた「報告・記者会見」では弁護士、原告、支援者から証拠や証人調べで明らかになった事実を目をふさぎ、裁判所の勝手な判断で国の責任を免罪したひどい判決の内容が報告されました。

※判決内容(責任論)のポイントは2面に掲載

控訴審で何を審理し、被災地で何を見てきたのか、 怒りを覚える不当判決

(群馬弁護士会長) 鈴木 克昌 弁護士



鈴木団長

津波の予見可能性、回避可能性を否定した不当判決

国に対する請求は棄却されました。2017年3月17日の一審前橋地裁判決は、東電の落ち度や国の過失を認定しましたが、今回の東京高裁の判決は、東電と国いずれについても、津波の予見はできなかつたとか、仮に予想して対策をとっていても事故は防げなかつたとして、落ち度を認めませんでした。

群馬の控訴審では、昨年、9月30日の仙台高裁で勝利した「生業訴訟」と千葉訴訟の弁護士と連携した主張を展開してきました。その「生業訴訟」の仙台高裁判決では「東電の不誠実ともいえる報告を唯々諾々と受け入れ、規制当局に期待される役割を果たさなかつたものといわざるをえない」と国と東電の責任を明確に認めましたが、東京高裁はまったく正反対の判断を下しました。

国の地震調査研究推進本部が日本海溝沿いでは、三陸沖から房総沖まで(すなわち福島沖を含むこととなります。)どこでも津波地震が発生する可能性があるとした「長期評価」について、電力業界が主導した土木学会の作成した津波評価技術と適合しないから信用できないとし、津波発生を予測できなかったと決めつけました。そして、事故発生前は、施設の水密化の技術も確立されていなかつたなどとして、当時の技術では津波被害を防ぐことはできなかつたと認定しました。このように、判決は、控訴審で私たちが積み重ねた立証について、何も触れることなく、ばつさり切り捨てました。これは、東電に対しても国に対してもきわめて甘い判断です。

これでは原発の安全運転が保障されず、国民の司法への期待を裏切った内容で到底容認できるものではありません。(詳しくは2面の関事務局長の報告をご覧ください。)

賠償総額では一審の約3倍の1億1972万円を認める

判決では、控訴した91名の原告のうち、48名について賠償額を増額し、

35名について減額、8名はかわらず。請求棄却は1名(事故後出生した原告)でした。総額では、一審前橋地裁判決が総額3855万円だったのに対して、1億1972万1000円と、約3倍の認容額となりました。

総じて、東電基準に上乗せした賠償を認めました。

東電基準よりも賠償額の増額が認められたのは、原告の皆様の訴え、現地進行協議によって裁判官に復興が名ばかりであることを実感してもらえたことなどによって、被害の深刻さをある程度評価してもらえたと言っていると思います。加えて、全国の集団訴訟の判決で、中間指針に上積みをする流れが続いていたことも影響したと見ています。

もっとも、区域外から避難した人(いわゆる自主避難者)に対しては、増額幅が少なく、一審判決から減額された方も多いというのが特徴です。

67名の原告が上告

この判決は、国の責任を認めなかつた点、東電の落ち度も認定せず、特に区域外避難者(いわゆる自主避難者)について、認定額も、東電基準への上乗せ額もきわめて少額にとどまった点から不当なものです。

これに対し、本年2月3日、67名の原告が国を相手に上告(上告受理申立も兼ねる)をしました。このうち、51名の原告は東電に対しても上告しました。一方、東京電力は、棄却された1名以外の原告に対して上告を申し立てたため、今回上告しなかつた原告も判決は確定せず、応訴をつづけていただくこととなります。

弁護士会は、最高裁判所で、国の責任を認めさせるとともに、賠償額をさらなる上積みや控訴審で減額された額の回復を求めて、たたかう決意です。

皆様のご協力、ご支援をお願いします。



報告&記者会見

群馬に続いて、千葉訴訟(第一陣)も判決

■2021年2月19日(金)午後3時開廷

■東京高裁/101号法廷(傍聴の抽選があります)

東京高裁で初めて出された注目の群馬判決は、国の責任を問わない不当判決でした。判決内容(責任論)のポイントについて関事務局長からの報告です。

「信じがたい黙殺」「衝撃的な迷走」 こんな乱暴な判決、あるか!

(群馬弁護団・事務局長) 関 夕三郎 弁護士

はじめに

1月21日(木)午後2時、東京高裁で群馬訴訟の控訴審判決が言い渡されました。

原告の皆様には弁護団から個別にご連絡して概要をご報告させて頂きましたが、報道等にもありましており、賠償総額は一審判決の約3倍の1億1972万1000円となりましたが、一審前橋地裁判決が認めていた国の賠償責任は否定されました。

この判決の総括的な評価は鈴木団長に委ねることとして、私の方では、「津波評価技術」と「長期評価」の2点に絞って具体的な内容をご説明したいと思います(他にも色々申し上げたいのですが、今回は紙幅の都合上この2点に絞ります)。

1 津波評価技術について【信じがたい黙殺】

津波評価技術は、平成14年2月に(社)土木学会が策定した原発のための津波シミュレーションマニュアルです。「学会」とあるので公平中立な学術研究団体のような印象を与えますが、津波評価技術を策定した部会の運営資金は電力会社が拠出し、部会員の約半数は電力会社です。福島第一原発事故当時、福島第一原発事故の津波対策はこの津波評価技術に基づいて施されていました。

私ども弁護団は、一審・控訴審を通じて、このような電力会社に依存した組織が策定したマニュアルには問題があり、安全寄りの観点から慎重さを持って扱う必要があると主張してきました。

そして、一審判決は弁護団の主張に沿い、津波評価技術は「常に安全側の発想に立って作成されたものと評価することはできない。」と認定して、津波評価技術に基づいて対策していたというだけでは責任を免れることはできないと判断しました。

更に、控訴審では、国側証人として出廷した津波工学者の今村文彦教授が「津波評価技術を策定したときは、波源の設定については議論しなかった」と証言して、弁護団の主張や一審判決の認定が正しいことを裏付けました。この今村証言が国のオウンゴールであり、この点を東京高裁が判決の中でどのように言及するかは、大きな注目点でした(弁護団ニュース43号参照)。

そして東京高裁。果たしてどのように言及されたかという点、何と、東京高裁は、何も触れませんでした。「津波評価技術は、当時確立しており実用として使用するのに疑点のないものを取りまとめたものである。」と結論だけを述べ、どの程度信用できるのかについては何も言及しませんでした。弁護団の主張は、完全に黙殺状態。今村証言も無視されました。更に、東京高裁はこの点について一審前橋地裁と異なる判断をしたわけですが、一般的に、高裁判決は一審判決を覆すときはその理由を説明するものですが、その説明も全くありませんでした。

これには開いた口が塞がりません。こんな乱暴な判決は見たことがありません。裁判官のリーガルマインドを疑うと言わざるを得ません。



土木学会のHPより



判決日の行動はライブ配信されました



関 事務局長

2 「長期評価の合理性と巨大津波の予見可能性」と 「原発に求められる安全性」【衝撃的な迷走】

「長期評価」とは、国の地震調査研究推進本部(地震本部)が公表した全国各地の地震予測ですが、今回の裁判で問題となっているのは、その中でも平成14年7月末に公表された三陸沖から房総沖にかけての日本海溝沿いの長期評価です。

この長期評価によって巨大津波を予見できたか、長期評価はそれだけの合理性や信頼性があったといえるのかが、福島第一原発事故の集団訴訟における最も重要な論点です。

一審前橋地裁判決は、長期評価の知見は地震学者の間で多数的な見解であったこと、地震本部は地震から国民を守るため法律に基づいて設置され機関であること、著名かつ実績のある地震学者を中心に構成されていることなどの理由を挙げ、「長期評価の内容が、防災行政的な配慮も加味した安全側の見地から予測を行ったものであるとしても、その内容は十分合理的なもの」であったと認定して、巨大津波の予見可能性を認めました。

また、これまで約20件言い渡されている全国各地の集団訴訟の判決でも、予見可能性の程度を問題としたものはありましたが、長期評価の合理性を正面から否定した判決はありません。

ところが、今般の東京高裁判決は、長期評価を公表するまでに地震本部の会議で述べられていた反対意見や、今回の裁判のために作成された学者の弁明的な意見書を羅列した上で、長期評価には種々の異論や信頼性に疑義を生じさせる事情がある一方、津波評価技術は疑点のない確実性の高いものであったとして、長期評価には、国に規制権限の行使を義務付けるだけの科学的、専門技術的な合理性はなかったと判断しました。

これには極めて強い違和感を覚えました。取り分け、長期評価の合理性を否定するための異論・反論の列挙の執拗さは、尋常ではありません。我が国の最高峰の地震学者が議論を重ねて公表した長期評価を、地震については素人のはずの裁判官が徹底的に論難している様子は、異様と言っても過言ではありません。

なぜこのような判決になってしまったのか。控訴審での私どもの訴訟活動を省みましたが、そして辿り着いたのは、東京高裁判決が「原発は万が一にも事故を起こしてはならない」という大原則を落としているということでした。

原発は、「万が一にも」事故を起こしてはならない。これは、伊方原発最高裁判決(最判平成4年10月29日)が用いた表現です。私ども法律家にとって、原発と向き合う際の最も基本的かつ重要なキーワード、正に、原発訴訟の「一丁目一番地」です。「平成14年2月に津波評価技術が策定され、奇しくも同じ年の7月に長期評価が公表された。さて、規制者である国は、『万が一にも』事故を起こさせないために、この2つとどう向き合うべきだったのか」、これが本件訴訟の核心です。東京高裁判決は、この一番重要な出発点を見失ったため、地震の研究論文のような世界に迷い込んでしまったものと思われまます。

まさか、これを落とすとは・・・。「万が一にも」は、建物で言えば基礎みたいなものです。まさか、世間で超一流と言われている大工が、基礎を打たずに家を建てるなんて・・・。そんなことしたら、ちょっと強い風が吹いたら建物はズレてしまい、足元から建物が朽ちて早晚倒れてしまいます。

最高裁では、まずは、東京高裁が基礎を打たずに組み立ててしまった判決を一旦バラし、その中に隠れていた一審前橋地裁判決を表に出した上で、頑強な基礎を打った上で、その上に、どのような風雨にも脅かされない強固な判決を組み上げたいと思います。

「原発は事故を起こさない」と住民を騙し続けた国の責任を免罪した高裁判決。突然、当たり前の生活を奪われ、群馬に避難してきた原告・丹治杉江さんが、「報告集会」で語った不当判決に対する思いの一部を紹介します。

まさかこんな判決が出るとは・・・頭の中が真白に。 (原告) 丹治 杉江

今日お集まりのみなさん、全国でこの瞬間を待っていいいたみなさん、本当にありがとうございます。不当判決残念でなりません。この悔しさを何としても笑顔に変える為に出来ることをまたやっていくしかないんだなと思っています。私は原発事故の後、この10年間原発の事を考えなかった日は一日もありませんでした。

昨年9月、私も傍聴した「生業訴訟」の仙台高裁で、国・東電が同等の事故責任ありと断罪された原発事故。群馬の原告も、同じ事故、同じ証拠で闘っているのに、仙台高裁では国の責任が認められ、東京高裁では認められない・・・何故?一般人の感覚ではとても理解が出来ないことです。

この裁判の中で、全人格を否定されるような主張を国からされました。それは、「(自主避難している人たちの損害を認定することは)自主的避難等対象区域が居住に適さない危険な区域であるというに等しく、事故後居住する住民の心情を害し、ひいては我が国の国土に対する不当な評価となるものであって、容認できない。」という内容です。まるで避難の選択が不正義であったかの様に、事故を起こした当事者から言われてきました。国民の命、暮らし、財産を守らなければならない国＝

加害者から被害者がこんな事を言われ、心身共に痛めつけられなければならないのか、そもそも国土を放射能まみれにしたのは誰か! 国の開き直りに怒りの反論をしてきました。

群馬の原告は、一審でみんなが原発被害の苦しみを裁判所に訴えました。私は高裁でも訴えました。「浮き草のような暮らしなんだ、助けて欲しい、せめて正義の司法判断を下して欲しい」という事をずっと訴えてきました。群馬のみなさんにも支援いただけてきました。こうした事が全部否定されたようで、私はこれから何を拠所にしていけばいいのか・・・悔しくてなりません。

全国のみなさんもガッカリしている事と思いますが、三権分立の司法が国の原発推進政策を忖度した判決は絶対に許せない。本当は言いたい事が一杯あるのですが、頭の中が真っ白で何を言ったらいいのか分からない。私はこんな判決が出るとは全く予想していませんでした。絶対に勝つ、勝たなきゃおかしい思いでいました。

原告のみなさん、元気出して行こうと、今はカラ元気を出すしかないけれど、間違った判断を、国の原発推進政策にすり寄った判断を司法がしたとしか言いようがない、こんな不正義な判決を許すわけにはいかないと思っています。これからもご支援よろしくお願いたします。



判決後の丹治さん